

東京都造林補助事業実施要領

	令和5年3月30日付4産労農森第1203号
一部改正	令和5年4月1日付5産労農森第42号
一部改正	令和6年6月1日付6産労農森第67号
一部改正	令和7年5月1日付7産労農森第29号
一部改正	令和8年5月1日付8産労農森第232号

第1 通則

東京都造林補助事業（以下「本事業」という。）の実施については、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付13林整整第882号農林水産事務次官依命通達）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付13林整整第885号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付14林整整第580号林野庁整備課長通知）、東京都造林補助事業実施要綱（令和5年3月30日付4産労農森第1201号。以下「実施要綱」という。）、東京都造林補助事業費補助金交付要綱（令和5年3月30日付4産労農森第1202号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業内容

- 1 事業内容については、実施要綱別表1から別表6によるほか、事業内容ごとに以下の各項のとおりとする。
- 2 人工造林、樹下植栽等
 - (1) 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
 - (2) 人工造林又は樹下植栽等の対象樹種は、東京都知事（以下「知事」という。）が補助することが適当と認めるものに限り、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定める標準伐期齢が10年以上のものとする。
 - (3) 人工造林又は樹下植栽等に用いる苗木のうち、スギ及びヒノキ（いずれも花粉の少ない苗木を含む。）については、東京都山林用主要苗木の標準規格設定について（令和6年1月15日付5産労農森第1148号）に適合した優良なものを使用することを旨とし、広葉樹の苗木については、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和7年3月31日付け6林整整第264号林野庁長官通知）を踏まえ、採取地が明らかな種穂を用いた苗木の使用に努め、遺伝的攪乱の防止に配慮することとする。
 - (4) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られ

ていないと知事が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。

(5) 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

ア 立木の蓄積が1 ha 当たりおおむね 30 m³以上 80 m³以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1 ha 当たりおおむね 100 束以上である場合）において行うものであること。

イ 立木の蓄積が1 ha 当たりおおむね 30 m³以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は実施要綱第2の(2)のオの保全松林緊急保護整備（以下「保全松林緊急保護整備」という。）として行うものであること。

(6) 特殊地拵えを実施した場合は、原則として、実施した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。

(7) 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20%の範囲内とする。

(8) 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。

(9) 補植は、実施要綱別表1から別表4の人工造林により1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く。）による枯損率（枯損苗本数/植栽本数）がおおむね30%以上発生した場合に、植栽を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として1回に限り行うことができるものとする。

(10) 樹下植栽等

ア 対象地の要件は、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 有用樹種が一定数以上存在する（目安として300~500本/ha）。

(イ) 内装材、家具用材、シイタケ原木、薪炭材等の生産を経済的に行いうる土地生産力がある。

(ウ) 木材生産機能、公益的機能が高いと評価されている森林である。

イ 皆伐の場合は、補助の対象とすることはできない。

ウ 不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採 することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）は、平均胸高直径18cm程度の立木を30%以上70%未満の伐採率で実施したときに対象とする。

3 雪起こし

雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の30%以上が倒伏した林分において実施できるものとする。

4 倒木起こし

倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した年度及び翌年度内とする。

5 枝打ち

枝打ちの高さは地上8m（ただし、高品質木材のための保育管理事業（以下「高品質保育事業」という。）においては13.5m）を上限とする。

6 除伐

- (1) 除伐を実施する場合は、不用木（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものをいう。）を全て除去するものとする。
ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。
- (2) 実施要綱第2の(2)のアの森林緊急造成（以下「森林緊急造成」という。）による除伐においては、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm 未満の林分において実施することができるものとする。
- (3) 除伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において本事業（ただし、高品質保育事業を除く）による除伐を実施していない場合に補助対象とする。

7 竹林整備

- (1) 竹林整備は、育成しようとする樹木の生育の妨げとなる竹林のほか、当該施行地に隣接し、将来的に侵入又は拡大するおそれのある竹林において実施するものとする。
- (2) 竹林整備を実施する場合は、前号に該当する竹林内の竹を全て伐採するものとする。
- (3) 竹林整備は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において本事業による竹林整備を実施していない場合に補助対象とする。

8 保育間伐・間伐

- (1) 保育間伐及び間伐において、不良木の淘汰を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。
- (2) 保育間伐及び間伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において本事業（ただし、高品質保育事業を除く）による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。
- (3) 実施要綱第2の(2)の特定機能回復事業（以下「特定機能回復事業」という。）による保育間伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。
- (4) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(2)の規定（ただし書の規定を除く。）は適用しない。
- (5) 間伐を実施する場合の搬出材積は、原則として搬出した丸太の材積とする。材積の確認方法については、19の(1)または(2)のとおりとする。

9 更新伐

- (1) 更新伐において、不良木の淘汰を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から

20%未満とすることが適切であると判断される場合は 10%) 以上伐採する場合に補助対象とする。

- (2) 更新伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において本事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10%以上 20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。
- (3) 特定機能回復事業による更新伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。
- (4) 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(2)の規定(ただし書の規定を除く。)は適用しない。
- (5) 更新伐を実施する場合の搬出材積は、原則として搬出した丸太の材積とする。材積の確認方法については、19の(1)または(2)のとおりとする。
- (6) 更新伐のうち、整理伐(天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。)を行う場合は、伐採率はおおむね70%以下の定性伐採を行うものとする。
- (7) 更新伐のうち、人工林整理伐(人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの(面的複層林施業の一環として行うものを除く。)をいう。)を行う場合は、伐採率は当該主林木のおおむね50%以下の定性伐採(0.05ha以下の群状伐採を含む。)とする。ただし、特定機能回復事業による更新伐は、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採を可能とする。
- (8) 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、面的複層林施業の実施について(令和6年3月29日付5林整整第925号林野庁長官通知)に定める方法により伐採を行うものとする。
- (9) 更新伐を実施した施行地については、天然更新作業又は広葉樹等の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。なお、更新作業については補助対象とする。

10 一貫作業

- (1) 一貫作業は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において本事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。
- (2) 一貫作業は、伐採作業と造林作業の連携等の促進について(平成30年3月29日付29林整整第977号林野庁森林整備部整備課長通知)に則り、各作業を並行又は連続して実施するものとする。
- (3) 一貫作業において、前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点から、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。
- (4) 一貫作業における植栽については、2の(2)、(3)及び(9)を準用する。
- (5) 実施要綱別表2-4の一貫作業に定める「都において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種」は、広葉樹等を含むものとする。なお、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合には、1ha当たり2,000本以上の植栽を可能とする。

11 衛生伐

衛生伐については、松くい虫による被害本数が対象地の5%未満の激甚でない松林において行うものとする。

12 鳥獣害防止施設等整備

- (1) 鳥獣害防止施設等整備には、獣害防護柵のほか、食害防止チューブ、剥皮防護資材、忌避剤等を含むものとする。
- (2) 鳥獣害防止施設等整備は、一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。
- (3) 獣害防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができるものとする。
- (4) 鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。
 - ア 本事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。
 - イ 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに起因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。
- (5) 特定機能回復事業による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行われるものを補助対象とする。
- (6) 保全松林緊急保護整備による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、衛生伐以外により樹種転換を実施した森林において行われるものを補助対象とする。
- (7) 鳥獣害防止施設等整備については、同一施行地内における異なった施設の設置の重複申請は不可とする。

13 林床保全整備

林床保全整備は、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

14 荒廃竹林整備

荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できるものとする。

15 森林作業道整備

- (1) 施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。

- (2) 実施要綱別表 1 から別表 4 の森林作業道整備に規定する、「一定期間施業に先行して実施される」とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に実施されることであり、この期間内に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、その事由を明らかにするものとする。
- (3) 先行実施された森林作業道整備への補助金交付に当たっては、整備後に実施する施業について、東京都造林補助事業施業基準(令和 5 年 3 月 30 日付 4 産労農森第 1205 号、以下「施業基準」という。)に適合しているか確認するものとする。
- (4) 森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当すること。
- ア 1 箇所の事業費(路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。)がおおむね 20 万円以上であること。
- イ 改良の内容については、東京都森林作業道作設指針(平成 23 年 4 月 1 日付 22 産労農森第 814 号。以下「作業道作設指針」という。)第 2 に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。
- ウ 原則として、本事業において開設した森林作業道(平成 22 年度以前に開設した作業道等を含む。)であって、開設の翌年度の初日から起算して 3 年以上を経過したものの改良であること。
- エ 当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。
- (5) 森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当すること。
- ア 1 箇所の事業費(路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。)がおおむね 20 万円以上であること。
- イ 復旧の内容については、作業道作設指針第 2 に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

16 森林保全再生整備

- (1) 森林保全再生整備を実施する鳥獣等による被害を受けた森林は、原則として、森林被害報告について(昭和 53 年 5 月 18 日付 53 林野保第 235 号林野庁長官通知)に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。
- (2) 鳥獣等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。
- (3) 鳥獣の捕獲・処分には当たっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

17 被害森林整備

松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が 5%以上の松林(天然林を含む。)において実施することができるものとする。

18 重要インフラ施設周辺森林整備

協定においては、事業を円滑に実施するため、事業主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するよう努める。

19 間伐材搬出事業

(1) 間伐材の確認

ア 集材地に集積された間伐材の確認は、間伐材の本数等により行う。

イ 事業主体は、前項の確認を受けた間伐材を市場等に運搬したときは、当該間伐材の材積を測定し、搬出材積集計表（別記様式第1号）を作成する。ただし、当該市場等が作成した材積が記載された受け渡し伝票等（以下「取引伝票」という。）がある場合は、当該取引伝票とすることができるものとする。

ウ 間伐材を運搬した市場等に木材チップ工場があり、当該木材チップ工場が発行する荷受け伝票（以下「取引伝票」という。）が重量による記載の場合、次のとおり材積に換算することで、当該取引伝票とすることができるものとする。

[伝票記載の重量×1.3＝材積（m³）]

エ 事業主体は、当該間伐材の運搬が終了したときは、搬出材積集計表及び搬出材積総括表（別記様式第2号）を添えて補助金交付申請書を知事に提出するものとする。

(2) 出荷間伐材積の検収

ア 出荷間伐材の検収は、当該間伐材が運搬された市場等において、材積を検収することにより行う。ただし、取引伝票又は第10の1で定める検査員が現地又は写真等により測定を確認した搬出材積集計表がある場合は、当該取引伝票又は搬出材積集計表をもって検収することができるものとする。

イ 材積は、材の末口の二乗に長さを乗じて算出又は同程度の精度をもって算出するものとする。

第3 事業規模

- 1 実施要綱別表1から別表4の事業規模で定める「1施行地」とは、原則として接続する区域とする。
- 2 施行地内の施業が不要な箇所であって、1カ所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。
- 3 水田跡地の人工造林で行う事業においては、前項によらず1施行地の面積は0.05ha以上とする。
- 4 実施要綱別表1及び別表3の事業規模で定める「搬出材積」（ha当たり10m³以上）には、間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用した分の材積は含めないものとする。

第4 事業主体

- 1 森林所有者のうち、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあつては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。

- 2 知事は、森林所有者の団体から補助金の交付申請があった際は、森林法施行令第 11 条、第 12 条、別表第 3 及び別表第 4 の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成 14 年 10 月 15 日農林水産省告示第 1630 号。以下「告示」という。）の第 1 項、第 2 項及び次の事項を確認するものとする。
 - (1) 規約の内容
 - (2) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容
 - (3) 施行地の森林所有者
- 3 知事は、森林所有者の団体が事業を実施する場合、当該団体に対し、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。
- 4 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備又は森林作業道整備の事業主体は、当該事業主体以外の事業主体が一体的に行うべき事業を実施する場合にも、補助対象とすることができる。
- 5 実施要綱別表 7 の欄外（※9）における「寄付や分収林契約解除等により公有化した森林」は、事業を実施する前年度の末日からさかのぼって 10 年以内に公有化した森林とする。
- 6 実施要綱別表 7 の欄外（※11）における「自ら所有する森林」には、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

第 5 維持管理

- 1 事業主体は、原則として本事業により整備した施設の維持管理を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体は速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うものとする。
- 2 事業主体は、東京都以外の地方公共団体、森林組合等を指定し、維持管理の一部又は全部を行わせることができる。この場合、都道府県以外の事業主体が他の地方公共団体、森林組合等を指定する場合には、あらかじめ知事に届け出るものとする。
- 3 森林作業道の開設、改良及び復旧を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳（別記様式第 3 号）を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

第 6 事業の予定及び事業の確認等に必要な書類等

知事は、事業及びこれに関係する補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、事業主体（事業主体になろうとする者を含む。）に対し、以下により、事業の予定及び実行の確認に必要な書類の整備等を指導するものとする。

1 予定調書の提出

知事は、必要に応じて、次のとおり事業主体に事業予定調書を提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整を図るものとする。

- (1) 事業主体は、本事業による補助金の交付申請をしようとする年度の前年度の 4 月 30 日までに東京都造林補助事業予定調書（別記様式第 4 号）を知事に提出するものとする。
- (2) 市町村及び森林組合等は、管轄区域で森林整備を実施しようとする事業主体を取

りまとめて提出することができるものとする。

2 状況写真の撮影

事業主体は、東京都造林補助事業写真撮影基準（令和5年3月30日付4産労農森第1206号）に基づき、事業の施行地ごとに、事業の必要性や実施した内容がわかるよう、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影するものとする。

また、撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとするほか、下列りの施行地では、必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。

3 事業計画の作成

(1) 交付要綱別表3に記載された事業計画の作成が必要とされる事業においては、次の各事業に対応した計画書に必要な事項を記載するものとする。

- ア 東京都造林補助事業計画書（高品質木材のための保育管理事業）（別記様式第5号）
- イ 東京都造林補助事業計画書（森林作業道整備促進事業）（別記様式第6号）
- ウ 東京都造林補助事業計画書（間伐材搬出事業）（別記様式第7号）

(2) 知事は、提出のあった東京都造林補助事業計画書（高品質木材のための保育管理事業）について、別紙高品質木材のための保育管理事業の計画承認基準の内容を現場で確認の上、承認するものとする。

第7 補助金の交付申請

1 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、知事に対して前項に記載の書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行うものとする。

2 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（特殊地拵えを含む。）、植栽（事業完了までに相当期間を要する場合に限る。）の各々に要する経費に対する補助金交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して申請することができる。

3 補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。

4 本事業（ただし、特定機能回復事業を除く）の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林法第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）又は同法第51条第1項に規定する権利集積配分一括計画（以下「一括計画」という。）に基づいて行う場合は当該計画ごと（当該森林経営計画の対象とする森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。）を単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。

(1) 当該複数の事業主体が共同して行う方法

(2) 当該複数の事業主体のうち1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と第1項に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括し

て行う方法

(3) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、第1項に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法

- 5 申請者（事業計画書を申請若しくは提出しようとする者、又は補助金の交付を受けようとする者をいう。）は、複数の申請単位（前項に定める交付申請の単位をいう。以下同じ。）に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、第8に定める交付申請に係る書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。
- 6 申請者は、前項により一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

第8 補助金交付申請書の作成及び提出

- 1 申請者は、補助金交付申請書（交付要綱第5号様式）を用いて、補助金の交付申請を行うものとする。なお、申請に当たっては、必要に応じて別表1 補助金交付申請書添付書類で定める書類を添付すること。
- 2 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、竣工検査時に検査員は必要に応じ申請者に主要測点の復元を求め、検査するものとする。
- 3 オルソ画像、GNSS等のデジタル技術を用いた補助金交付申請を行う場合は、「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン（令和7年3月31日付け6林整整第893号林野庁森林整備部整備課長通知）」を参考にするものとする。
- 4 間伐、更新伐、一貫作業に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。
- 5 申請者は、前各項に掲げるもののほか、以下の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、申請者はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。
 - (1) 別表1のア、ケ及びシの証明書等の証拠書類（森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（令和7年3月31日付け6林整整第903号林野庁森林整備部整備課長通知）（以下「標準単価設定通知」という。）第3の2のなお書を適用する場合にあっては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。）
 - (2) 交付要綱別表2-1、別表2-7及び別表2-8に掲げる査定係数(180又は170)が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、森林経営計画書、実施権配分計画又は一括計画（第7の1により、事業主体から委任を受けて補助金の交付申請を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）が補助金の交付申請を行う場合はその写し。）
 - (3) 開設又は改良を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類

第9 代理申請者

- 1 補助金の交付申請及び受領を代理申請者が行う場合は、第7の6、第8の各項の「申

請者」を「代理申請者」に読み替えるものとする。

2 知事は、代理申請者に対し次の指導を行うものとする。

(1) 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業主体から造林補助事業完了届（別記様式第 19 号の例による。）の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とすること。

(2) 代理申請者は、申請した補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いの遅延や他への流用をしないこと。

(3) 代理申請者が受領した補助金は、都が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費のうち直接その事業に関係するものは、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができる。

ア 補助金事務取扱手数料

イ 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金

ウ 当該施行地の森林保険料

エ 本事業（ただし、特定機能回復事業を除く）の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

(4) 代理申請者は、補助金事務取扱手数料について、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図ること。

第 10 竣工検査

1 知事は、竣工検査（以下「検査」という。）を行う者（以下「検査員」という。）を定め、交付要綱第 6 に規定する交付申請のあったものについて、検査を行うものとする。

2 検査は、1 施行地ごとに、前項の交付申請のあった当該年度内に行うものとし、書類確認及び現地確認により行うものとする。

やむを得ない事情により、現地確認を行うことが困難な場合、これらの施行地全体の 10 分の 1 以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し現地で確認を行うものとする。

3 検査員は、検査した事項を記した竣工検査調書（別記様式第 20 号、以下「検査調書」という。）を作成し、これに署名するものとする。

4 検査員は、検査調書をもとに審査し、検査を行った施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、不合格又は一部不合格である旨を東京都造林補助事業検査不合格通知書（別記様式第 21 号）により申請者に通知するものとする。

5 前項の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内における検査員の指示する一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

6 審査に用いた検査調書は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して 5 年間保存するものとする。なお、検査調書（第 3 項における署名を含む）のうち、電磁的記録

により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。

- 7 知事は、検査に当たっては前各項によるほか、その具体的な手順や内容等を示した東京都造林補助事業竣工検査内規（令和5年3月30日付4産労農森第1204号）を定め、これに基づき検査員は検査を行うものとする。なお、作成した竣工検査内規に係る情報はウェブサイト等で積極的に公開するものとする。

第11 申請前現地確認

- 1 知事は、検査の効率化を図るため、森林経営計画等に基づき行われた事業について、事業主体から東京都造林補助事業申請前現地確認願（別記様式第22号）（以下「申請前現地確認願」という。）を提出された場合は、交付申請を行う前に施業の完了確認を行うことができる。
- 2 前項の完了確認は、第10の2に規定する現地確認に準じて行う。
- 3 申請前現地確認願を提出した申請者は、完了確認が行われた年度内に交付申請を行うものとする。

第12 間伐材搬出事業の検査

間伐材搬出事業の検査は、交付申請ごとに集材地に集積された間伐材の確認及び出荷間伐材積の検収をもって行う。

第13 補助金の査定

知事は、検査に基づいて次の各号により知事の定めた内容に照らして補助金の査定を行う。

1 補助金額

- (1) 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。ただし、保全松林緊急保護整備については、査定係数は適用しないものとする。間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金額は、同一の申請単位に係る伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐、更新伐又は一貫作業の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。
- (2) 都が行った事業の査定単位又は区市町村（2の(5)を適用する場合は森林整備法人等を含む。）が請負に付して実行した事業の査定単位については、3の(5)により算定するものとする。
- (3) 査定単位の一部に、以下に掲げる間伐、更新伐又は一貫作業が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位、当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位又は当該一貫作業とその他の一貫作業の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

ア 実施要綱別表1の(1)のコの更新伐のうち、森林病虫害の被害拡大防止のため実

施し、施行地の面積 1 ha 当たりの伐採木の搬出材積が 100 m³を超えて実施した更新伐

イ 施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1 ha 当たりの伐採木の搬出材積が 10 m³に満たない間伐、更新伐又は一貫作業

ウ 伐採方法が異なる間伐又は更新伐

エ 路網や作業ポイントが異なる間伐、更新伐又は一貫作業

2 査定係数

(1) 事業のうち森林経営計画等（森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）、実施権配分計画又は一括計画をいう。以下同じ。）に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、以下を含むものとする。

ア 当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）

イ 当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし又は倒木起こし

ウ 森林緊急造成において除伐を実施した施行地で、その後気象害等の被害を受けた場合に不良木の淘汰として実施する保育間伐及び更新伐

エ 当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林における竹林整備

オ 当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良

(2) 交付要綱別表 2-1 の「森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うもの」には、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）を含む。

(3) 以下のいずれかで実施されるものについては、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。

ア 本事業（ただし、特定機能回復事業を除く）の間伐及び更新伐のうち森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの

イ 交付要綱別表 2-1 及び別表 2-7 において査定係数 90 で実施する「人工造林及び樹下植栽等」の伐採造林届出書に基づいて行うもの

ウ 交付要綱別表 2-1 及び別表 2-7 において査定係数 90 で実施する「下刈り」等の施業代行者が実施するもの

(4) 以下のいずれかに基づいて行う間伐及び更新伐については、当該施行地が補助金

交付申請時又は申請後に森林経営計画の対象森林に含める意向があらかじめ確認できるものに限る。

ア 森林経営計画対象林班内で当該計画に基づいて行う場合

イ 隣接林班内で当該計画に基づいて行う場合

(5) 特定間伐等促進計画、実施権配分計画又は一括計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、補助金交付申請の際に別表1の森林経営計画意向確認書を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。

(6) 本事業（ただし、特定機能回復事業を除く）の人工造林のうち、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採において、申請者が伐採造林届出書を提出しなかったことに際し申請者の責めに帰することができないと認められる場合にあつては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うことができるものとする。

3 標準経費

(1) 標準経費は、事業内容ごとに交付要綱別表1に掲げる経費を対象とし、その算定に当たっては、標準単価に別表2に掲げる事業量を乗じて求めるほか、以下のとおりとする。

ア 標準単価の算定に当たっては、標準単価設定通知で定める作業工程を用いること。また、林野庁が作業工程を提示していないものについては知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて行うものとする。

イ 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれる場合や当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。

ウ 標準単価及び標準単価の標準的な施業内容について定めた施業基準については、ウェブサイト等で積極的に公開する。

(2) 知事は、標準経費の算出に当たっては、前号に定めるところによるほか、調整率を乗じて求めることができる。ただし、調整率は補助金総額を予算額の範囲内に調整する1未満の係数とする。

(3) 標準経費の算出に当たり、7歳級以下の森林のみからなる施行地において、車両系集材システムにより実施要綱別表1、別表3及び別表4の間伐を初めて行う場合、間伐方法にかかわらず、列状間伐に係る標準単価を用いて算定する。ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切と判断される施行地についてはこの限りでない。

(4) 標準経費の算出に当たり、搬出間伐の補助対象面積1ha当たりの伐採木の搬出材積上限は、実施要綱別表1、別表3及び別表4の間伐に関わらず、森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業においては、80 m³/以下（令和9年4月以降は60 m³/以下）、その他の事業においては、90 m³/以下で知事の定める材積とする。

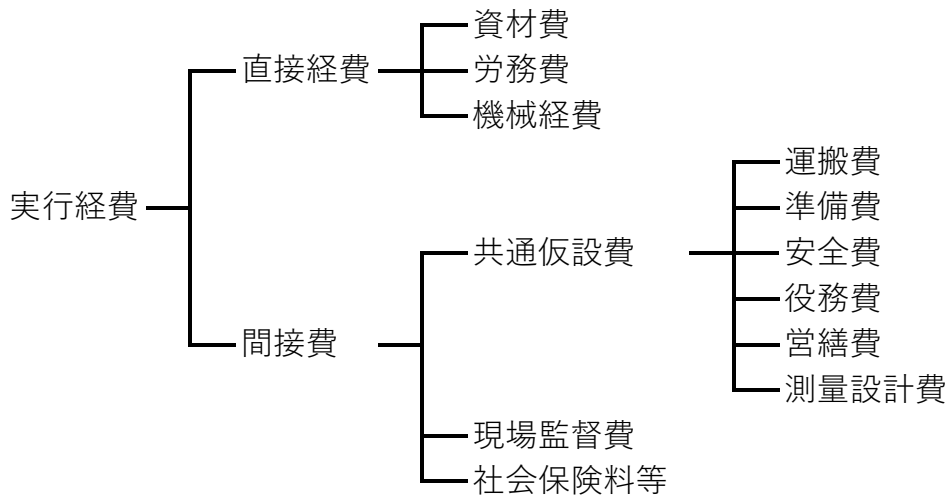
また、搬出間伐において、複数の施行地から搬出された材積を個別に確認できない場合、施行地面積の按分により標準単価を採用する。

- (5) 区市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち次号により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、実行経費が標準経費より低い場合は本項の「標準経費」は「実行経費」と読み替えるものとする。
- (6) 森林作業道整備のうち標準単価設定通知第2の10の(3)に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、以下のア及びイを加算した額又はウに査定係数の百分の一と補助率を乗じて（保全松林緊急保護整備における森林作業道整備にあつては補助率を乗じて）求めるものとする。
- ア 当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付12林野計第138号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付11林野計第133号林野庁長官通知）に基づき算出される経費
- イ 標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費
- ウ 事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあつては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額

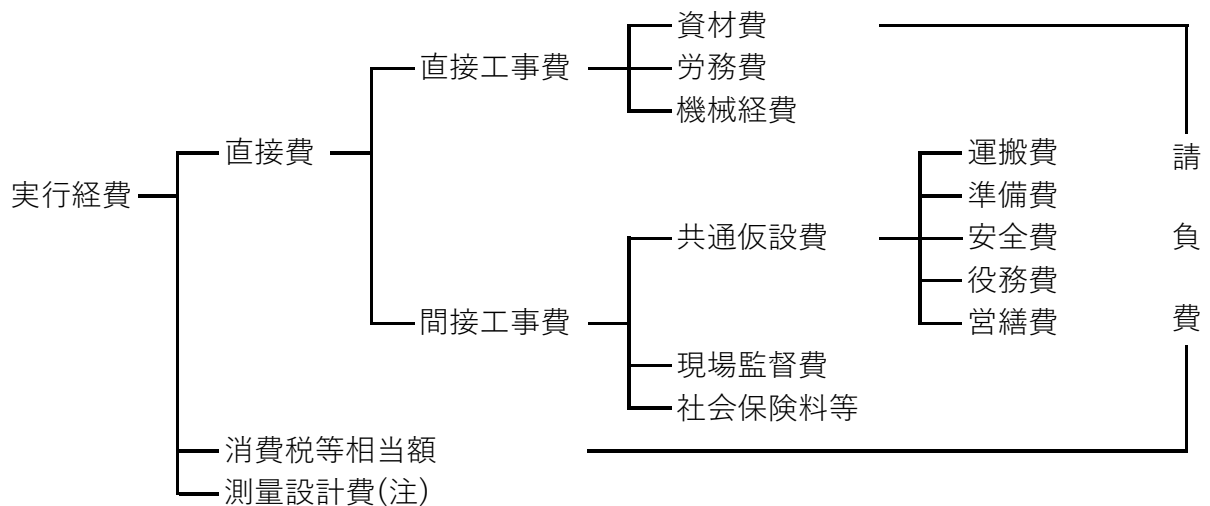
(表) 3の(5)から(6)について

	事業主体	自ら実施	請負に付して実施
全施業種	区市町村	標準経費	①と②のどちらか低い額 ①標準経費 ②実行経費 (3の(5))
	その他事業主体		標準経費
標準断面又は標準設計が適用できない部分がある森林作業道	区市町村	設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 (3の(6)のア及びイ)	①と②のどちらか低い額 ①設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 ②実行経費 (3の(6)のウ)

- (7) 実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、標準単価設定通知及び造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について（令和7年3月25日付け6林整第863号林野庁森林整備部整備課長通知）に準ずるものとする。また、請負に付して実行する場合にあつては、設計積算要領に準ずることができるものとする。
- ア 事業主体が自ら実施する場合



イ 事業主体が請負に付して実行する場合



(注) 測量設計費は、必要に応じ、消費税等相当額を加算することができる。

- (8) 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により森林整備を行い、事業の目的を達成できる場合は、(6)のアに掲げる直接費、測量設計費（設計費を除く。）及びその他必要な経費のうち、知事が認めたものを実行経費とし、標準経費（その算定に当たっては、標準単価から事業の実行に直接必要な作業に係る労務の費用を除く）と実行経費のいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求められた額とする。
- (9) 実施要綱別表 2 - 2 の森林保全再生整備及び実施要綱別表 6 の森林作業道整備促進事業に係る補助金額は、実行経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあっては実行経費に補助率を乗じて）求めるものとする。
- (10) 実施要綱別表 3 及び 4 のうち、検査で伝票等により資材費等の支出を確認できなかった場合の補助金額は、標準経費（その算定に当たっては、標準単価から該当金

額を差し引く)に、査定係数の百分の一と補助率を乗じて求めるものとする。

4 事業量

- (1) 第13の3の(1)で定める「事業量」は、実際に作業を行った面積等とする。
- (2) 間伐、更新伐、一貫作業の施行地に係る事業量は、既設の森林作業道（森林作業道作設指針に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

5 その他

- (1) 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、交付要綱別表1に定める対象経費以外に、鋤床層の破碎、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めることができる。また、知事は当該施行地を地域森林計画の対象とする森林の区域に含めるよう、地域森林計画を樹立又は変更するものとする。
- (2) 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の事業内容の確認が可能なものに限り、事業が完了したものとみなして補助金を交付することができる。この場合、事業が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

第14 補助金の交付決定等

知事は、第13の1の(1)に係る補助金の交付決定及び額の確定を行った時は、補助事業者に対し査定単位ごとの補助金の額を通知するものとする。

第15 補助金の交付に当たって付すべき条件等

- 1 知事は、申請者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（実施要綱別表2-1から2-4の事業にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備又は林業専用道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
 - (2) 本事業（ただし、特定機能回復事業を除く）に掲げる事業のうち、森林経営計画に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消を受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（交付要綱別表2-1及び別表2-7に掲げる査定係数（180又は170）が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、同表に掲げる査定係数（90）が適用される場合にあつては、同表に掲げる査定係数（90）を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。
 - (3) 本事業（ただし、特定機能回復事業を除く）に掲げる事業のうち、実施権配分計

画及び一括計画に基づいて行うものについて、次に掲げた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（交付要綱別表2-1及び別表2-7に掲げる査定係数（180又は170）が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、同表に掲げる査定係数（90）が適用される場合にあつては、同表に掲げる査定係数（90）を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。

ア 実施権配分計画に基づいて行うものについて、当該計画が同法第40条第1項及び第2項各号の規定により取消しとなった場合は、当該取消しを受けた日

イ 一括計画に基づいて行うものについて、当該計画が同法第52条第2項の規定により適用される同法第40条第1項及び第2項各号の規定により取消しとなった場合は、当該取消しを受けた日

ウ 一括計画に基づいて行うものについて、同法第52条第1項の規定による公告があつた一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者（同法第43条第3項第2号に掲げる適合事業者をいう。）が計画に基づく施業ができない場合は、当該計画に基づく施業ができないと認められた日

(4) 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

(5) 面的複層林施業の実施について（令和6年3月29日付5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

(6) 実施要綱別表2-2の森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の都の補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。

(7) 前号に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(8) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

2 知事は、補助金の返還に当たっては、森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領（平成19年8月22日付19林整整第315号林野庁長官通知）に基づき行うものとする。

3 本事業（ただし、特定機能回復事業を除く）の間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。

4 1の(7)の「一体的に実施すべき事業」は、森林環境保全整備事業とし、他の国庫補助事業を含まないものとする。

- 5 1の(3)のウの「当該計画に基づく施業ができないと認められた日」は、「森林経営管理法の運用について」（平成30年12月21日付け30林整計第713号）第23の11の(3)により都道府県が森林経営管理法第44条第2項に基づく公表を取りやめた日とする。

第16 補助金の経理等

- 1 第10の2の現地確認は、東京都の担当職員が施行地に赴き確認する。必要に応じて申請者又は補助事業者が管理する本事業に係る経理に関する通帳、領収書及び帳簿等の関係書類も併せて確認するものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の交付申請に係る書類、前項に規定する経理関係書類及びその他証拠書類については、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。また、補助事業者は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその根拠書類を整備するものとする。
 - (1) 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿（別記様式第23号参考）
 - (2) 施行地ごとの施行台帳（別記様式第24号参考）
 - (3) 補助金及び経費明細書（別記様式第25号参考）なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書（別記様式第26号参考）を森林所有者等に通知するものとする。
- 3 第7の1により、代理申請者が補助金の交付申請及び受領を行う場合、前項の書類の整備は、代理申請者が行うこととする。
- 4 前二項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、台帳等のうち、電磁的記録により作成、整備、保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第17 受託事業に係る経費の透明化

知事は、森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体に対し、次の指導を行うものとする。

- (1) 事業前に経費の見込み（別記様式第27号の例による。）を森林所有者に示すこと。
- (2) 事業終了後に速やかに当該経費の明細書等（別記様式第28号の例による。）を森林所有者に報告すること。

第18 補助金の交付関係事務に関する特記事項

- 1 交付要綱第8の交付決定は、交付決定通知書のほか、交付内訳書（別記様式第29号）を添付して行うものとする。
- 2 知事は、申請者又は補助事業者の申し出があり、かつその内容が妥当であると知事が認めるときは、補助金の額を減額することができる。
- 3 知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、申請者又は補助事業者に対し必要な指導及び助言を行い、必要に応じ関係書類の提出を求めることができるものとする。
- 4 森林事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号に掲げる事務を行ったとき、各々の通知文の写しを添付し、補助金の交付決定（報告）（別記様式第30号）により、農

林水産部長宛て報告することとする。

一 補助金の交付決定

二 補助金の額の確定

- 5 所長は、事業主体より都に提出された個人情報、台帳及びGPSデータについて、森林計画関係情報の提供に関する取扱要領（平成 26 年 3 月 3 日付 25 産労農森第 896 号）の規定に準じて取扱うものとする。
- 6 森林課長は、標準単価表の歩掛等の根拠資料において、依頼があったものについて、使用目的等を確認し、提供するものとする。

第 19 助成

都は、予算の範囲内において、都の規則に定めるもののほか、この要領の定めるところにより、本事業を実施するに要する補助の対象経費について補助を行うものとする。

第 20 その他

- 1 補助事業に関連して、事業主体が集材路を作設する場合には、主伐時における伐採・搬出指針（令和 3 年 3 月 16 日付 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）を遵守するものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、施行地の森林保険加入を基本とする。
- 3 事業の実施に当たっては、スギ花粉発生源対策推進方針（平成 13 年 6 月 19 日付 13 林整保第 31 号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- 4 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。
- 5 事業主体は、森林法、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の法令の規定を遵守して事業を実施すること。また、事業主体は、請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとする。
- 6 都の行う事業については、本要領に準じて行うものとする。
- 7 知事は、本事業の実施に関する調査及び指導監督（成功認定を含む。）を行うものとする。
- 8 区市町村長は、本事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に、必要な助言、指導等を行うものとする。
- 9 本事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、都及び区市町村は、それぞれの林務担当部局内でGISや森林クラウド等により情報共有を図るとともに、両者の密接な連携及び協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。
- 10 知事は、本事業に係る補助金交付申請事務について、効率的に行えるように申請者を指導するとともに、当該申請により受領し検査を行った施行地の情報等（位置、区域、面積等）についてGIS等で管理し、今後の検査等への活用に努めるものとする。
- 11 交付要綱第 16 の 2 に規定するJ グランツ等は、J グランツ及び次の各号に掲げる方法とする。

- 一 東京共同電子申請・届出サービス
- 二 電子メール
- 三 業務システム

12 手続き及び様式等の詳細は、本要領に記載されているもののほか、必要に応じ、本要領の趣旨に基づき、別に定めるものとする。

附 則

東京都森林整備補助事業実施要領（平成 14 年 4 月 1 日付 14 産労農林第 470 号）は、廃止する。

附 則

高品質木材のための保育管理補助事業実施要領（平成 29 年 3 月 31 日付 28 産労農森第 1362 号）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 30 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 5 月 1 日から適用する。

別表 1 (東京都造林補助事業実施要領第 8 の 1)

補助金交付申請書添付書類

添付すべき書類	様式	備考
ア 申請内訳書	様式第 8 号	
イ 施業箇所位置図	様式第 9 号 参考	施行地の位置、区域、面積、施業状況が分かるオルソ画像等を提出する場合は、イからオまでの書類について省略することができるものとする。 オについては、エの施業図に必要な事項を記載したものでも可能とする。
ウ 案内図	様式第 9 号 参考	
エ 施業図	様式第 10 号 参考	
オ 森林作業道整備線形図		
カ 森林作業道復旧理由説明資料		森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料（森林作業道の復旧を実施する場合に限る）
キ 森林作業道チェックリスト等	様式第 11 号	森林作業道作設指針に即して作設されたものであることが確認できる書面。
ク 現地写真		「東京都造林補助事業写真撮影基準」による。
ケ 搬出材積集計表	様式第 1 号	搬出間伐及び間伐材搬出事業申請時に添付する。出荷伝票に代えて提出することができる。
コ 搬出材積総括表	様式第 2 号	搬出間伐及び間伐材搬出事業申請時に添付する。
サ 平均胸高直径調査表	様式第 12 号	
シ 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表	様式第 13 号	直営施行等であって、年度当初に当該事業にかかわる現場労働者の社会保険等の加入状況を一括して確認できる場合等にあっては添付を省略することができる。
ス 補助金の交付申請又は受領に係る委任状	様式第 14 号	事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。
セ 森林経営計画意向確認書		補助金交付申請時又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類（特定間伐等促進計画、実施権配分計画又は一括計画に基づいて事業が実施される場合に限る。）。
ソ 受委託契約書又は請負契約書の写し		事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。
タ 実行経費内訳書		区市町村が請負に付して実行した事業、森林保全再生整備の事業及び森

		林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。
チ 分収林契約等の写し		分収林契約が締結されている場合に限る。
ツ 森林所有者等との森林整備に関する協定書等の写し		森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策（特定スギ人工林）に限る。ただし、事業主体が自ら所有する森林において事業を実施する場合に限る。
テ 伐採造林届出書等の写し		伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等（人工造林及び樹下植栽等に限る。）。
ト 鳥獣対策連絡調整結果報告書		鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号)第 4 条の 2 に基づく協議会との連絡調整の結果を記載した書類及び森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類（「森林保全再生整備」に係る交付申請の場合であって、同項のなお書きによる場合に限る。）。
ナ 施業実施協定書及び団体規約の写し		事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。
ニ 安全チェックシート		<p>「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け(令和 3 年 2 月 26 日付 2 林政経第 458 号林野庁長官通知。以下「作業安全規範」という。)に定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を提出すること。</p> <p>なお、提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとする。</p> <p>ただし、過去 1 年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去 1 年間に本事業においてチェックシ</p>

		ートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。
ヌ「みどりチェック」チェックシート	様式第 15 号	提出するチェックシートは実際に事業を行った者が記入したものとす る。 ただし、過去 1 年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去 1 年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できる。
ネ 測量野帳、中心線測量計算表	様式第 16 号 参考	オルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じた画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。（オルソ画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含む。）以下同じ。）等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。 様式第 16 号の 1：面積計測 様式第 16 号の 2：延長計測（森林作業道、獣害防護柵等）
ノ 誓約書	様式第 17 号	事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。
ハ 使用印鑑届	様式第 18 号	交付申請時に有効な印鑑（登録）証明書の原本を提出することで、代替することができる。
ヒ 連絡体制図		携帯電話以外の通信機器（衛星携帯電話、衛星通信サービス等）を緊急連絡体制整備に活用した場合に提出する。
フ その他知事が必要と認める関係書類		

別表2 (東京都造林補助事業実施要領第13の4の(1))

事業区分、項目による事業量

事業区分	項目	事業量
(1) 森林環境保全直接支援事業 (クを除く) (2) 特定機能回復事業 ア 森林緊急造成 (カ、ク～サを除く) イ 被害森林整備 (ク、コを除く) ウ 重要インフラ施設周辺整備 (ク、コを除く) エ 林相転換特別対策 (特定スギ人工林) (ア、イ、エ～サを除く) オ 保全松林緊急保護整備 (カ、ク、コを除く) (3) 一般造林事業 (シの(エ)を除く) (4) 高品質木材のための保育管理事業 (シの(エ)を除く)	ア 人工造林	施行面積
	イ 樹下植栽等	施行面積
	ウ 下刈り	施行面積
	エ 雪起こし	被害区域面積×雪起こし本数率
	オ 倒木起こし	被害区域面積×倒木起こし本数率
	カ 枝打ち	施行面積
	キ 除伐	施行面積
	ク 竹林整備	施行面積
	ケ 保育間伐	施行面積
	コ 間伐	施行面積
	サ 更新伐	施行面積
	シ 付帯施設等整備	a 施設等整備 施工延長又は施工本数 b 施設改良 施工延長
	(イ) 鳥獣害防止施設等整備	
	a 施設等整備	
b 施設改良		
(エ) 荒廃竹林整備	施行面積	
ス 森林作業道整備	施工延長	
(5) 間伐材搬出事業	間伐材搬出事業	搬出材積
(6) 森林作業道整備促進事業	森林作業道整備	施工延長

高品質木材のための保育管理事業の全体計画承認基準

高品質木材のための保育管理事業の全体計画の承認については、下表の全ての要件を満たす森林について、現場確認のうえ承認するものとする。

項目	適否
1 事業主体 ・多摩地域のスギ、ヒノキ等人工造林地での、保育管理の補助金交付の実績、又は地方公共団体、森林整備を行う公益財団法人等からの受託の実績はあるか。	
2 対象森林の植栽本数 ・現況で、林齢に応じた植栽本数が確保されているか。	
3 森林の生育状況 3-A または 3-B のいずれかの要件を満たしているか。	
3-A 事業開始の時点でⅢ齢級以上の森林の生育状況 ①～③の全ての要件を満たしているか。 (Ⅱ齢級以下の森林のみの場合は該当なしとして、右欄に「-」を記載) ① 現況森林は、概ね 60%以上、通直で形質が良好と認められるか。 ----- ② 現況森林は、概ね 80%以上、落石、病虫害等による外傷が少ないと認められるか。 ----- ③ 現況森林は、概ね 60%以上、林冠が充実しており、将来の成長が見込める森林であると認められるか。	
3-B 事業開始の時点でⅡ齢級以下の森林の生育状況 ①の要件を満たしているか。 (Ⅲ齢級以上の森林のみの場合は該当なしとして、右欄に「-」を記載) ① 現況森林は、植栽時から、下刈り、雪起し等が適切に行われ、生育状況は良好か	
4 対象森林の立地状況 ・将来の搬出の条件は、整っているか。 ① 既設又は計画の林道・作業道から対象森林の入口まで概ね 500m 以内となっており、将来、車両系または架線系による搬出計画が可能か。 (計画地が、現作業道まで概ね 500m 以内でなくても、将来作設可能で概ね 500m 以内となることが可能であれば可とする。)	
5 枝打工の計画に係る森林の林齢 枝打工の計画は、下記 3つの要件のいずれかを満たしているか。	

<ul style="list-style-type: none"> ① 枝打工の事業開始の時点での林齢はⅨ齢級以下であるか。 ② 間伐と一体的に行う枝打工の計画となっているか。(林齢を問わない) ③ 更新伐と一体的に行う枝打工の計画となっているか。(林齢を問わない) 	
<p>6 その他の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1～5の項目以外で、高品質木材のための保育管理事業として不適とみられる点はないか(該当がなければ、右欄に「○」を記載) 	

搬出材積集計表

番号	作成者 (測定者)	樹種	長さ	径	本数	材積	出荷先	確認年月日	確認者氏名	摘要
計					0	0.000				

搬出材積総括表

申請者名				
集材地の所在				
No.	伝票発行場所	日付	数量	摘要
計			m3	
			m3	※小数点以下第2位切り捨て

森林作業道台帳

													市町村名			
台帳整理番号			路線名		所在地		森林作業道に係る管理者									
森林作業道										管理者年月日		所在地		名称		
年度	開設延長 (m)	改良(災害)延長 (m)	幅員 (m)	事業費 (円)	査定係数	補助金 (円)	接続道路の状況				交通災害保険加入状況					
							区分	路線名	幅員 (m)	管理者名	保険の種類					
											保険会社の名称					
											加入年月日					
											制札・標柱の有無	有・無				
											ゲート有無	有・無				
認定計画						造林実績				森林作業道に係る受益者			森林作業道に係る実施主体			
森林経営計画	当初認定番号		認定年月日		年度	造林種	事業費	補助金	住所		氏名	実施年月日	所在地	名称		
	変更認定番号 (第1回)		認定年月日													
	変更認定番号 (第2回)		認定年月日													
	変更認定番号 (第3回)		認定年月日													
	変更認定番号 (第4回)		認定年月日													
			認定年月日													
			認定年月日													
			認定年月日													
			認定年月日													
			認定年月日													
			認定年月日													
	保安林等	保安林種類		面積		森林所有者氏名		作業許可	申請年月日	許可年月日	造林補助事業事前計画書		申請年月日	申請者		

添付書類 森林作業道に係る補助金申請時に使用した位置図、施業図についても提出してください。

予定調書（1/4）

事業内容	件数	面積(ha) 又は規模	内訳(市町村)		
			経営計画造林	普通林	
森林環境保全直接支援事業	育成単層林整備	人工造林			
		下刈り			
		雪起こし			
		倒木起こし			
		枝打ち			
		除伐			
		保育間伐			
		切捨間伐			
		搬出間伐			
		更新伐			
		計			
		森林作業道			
	育成複層林整備	樹下植栽等			
		下刈り			
		雪起こし			
		倒木起こし			
		枝打ち			
		除伐			
		保育間伐			
		切捨間伐			
		搬出間伐			
		更新伐			
		計			
		森林作業道			
	付帯施設等整備	鳥獣害防止施設			
		林内作業場			
		林床保全整備			
		荒廃竹林整備			

※市町村ごとに作成すること。

予定調書 (2/4)

事業内容	件数	面積(ha) 又は規模	内訳 (市町村)			
			経営計画造林	普通林		
特定機能回復事業	森林緊急造成	育成単層林整備	人工造林			
			下刈り			
			雪起こし			
			倒木起こし			
			除伐			
			計			
		育成複層林整備	樹下植栽等			
			下刈り			
			雪起こし			
			倒木起こし			
			除伐			
			計			
	付帯施設	鳥獣害防止施設				
		林内作業場				
		林床保全整備				
		荒廃竹林整備				
	被害森林整備	育成単層林整備	人工造林			
			下刈り			
			雪起こし			
			倒木起こし			
			枝打ち			
			除伐			
			保育間伐			
			更新伐			
			計			
			森林作業道			
			育成複層林整備	樹下植栽等		
				下刈り		
		雪起こし				
		倒木起こし				
		枝打ち				
		除伐				
保育間伐						
更新伐						
計						
森林作業道						
付帯施設		鳥獣害防止施設				
		林内作業場				
		林床保全整備				
		荒廃竹林整備				
整再生	鳥獣害防止施設					
	鳥獣誘因捕獲					

※市町村ごとに作成すること。

予定調書 (3/4)

事業内容		件数	面積(ha) 又は規模	内訳(市町村)	
				経営計画造林	普通林
特定機能回復事業	重要インフラ施設周辺整備	育成単層林整備	人工造林		
			下刈り		
			雪起こし		
			倒木起こし		
			枝打ち		
		除伐			
		保育間伐			
		更新伐			
		計			
		森林作業道			
		育成複層林整備	樹下植栽等		
			下刈り		
			雪起こし		
			倒木起こし		
			枝打ち		
	除伐				
	保育間伐				
	更新伐				
	計				
	森林作業道				
	付帯施設	鳥獣害防止施設			
		林内作業場			
		林床保全整備			
		荒廃竹林整備			
	林相転換特別対策	育成単層林	一貫作業		
			下刈り		
		計			
		付帯施設	鳥獣害防止施設		
			林床保全整備		
	保全松林緊急保護整備	育成単層林整備	人工造林		
			下刈り		
			雪起こし		
			倒木起こし		
			除伐		
		保育間伐			
		衛生伐			
		更新伐			
		計			
		森林作業道			
		育成複層林整備	樹下植栽等		
			下刈り		
			雪起こし		
			倒木起こし		
			除伐		
	保育間伐				
衛生伐					
更新伐					
計					
森林作業道					
付帯施設	鳥獣害防止施設				
	荒廃竹林整備				

※市町村ごとに作成すること。

予定調書（4/4）

事業内容	件数	面積(ha) 又は規模	内訳（市町村）	
			経営計画造林	普通林
人工造林				
補植				
樹下植栽等				
下刈り				
雪起こし				
倒木起こし				
枝打ち				
除伐				
竹林整備				
保育間伐				
切捨間伐				
搬出間伐				
更新伐				
計				
森林作業道				
鳥獣害防止施設				
林内作業道				
林床保全整備				

※市町村ごとに作成すること。

別記様式第5号の2（東京都造林補助事業実施要領第6の3の(1)のア）

東京都造林補助事業計画書（高品質木材のための保育管理事業）計画図



※森林基本図等に、森林作業道予定位置・間伐・搬出予定位置等を記入する。

東京都造林補助事業計画書（森林作業道整備促進事業）

第1 現状及び事業の目的

第2 事業総括表
（補助事業）

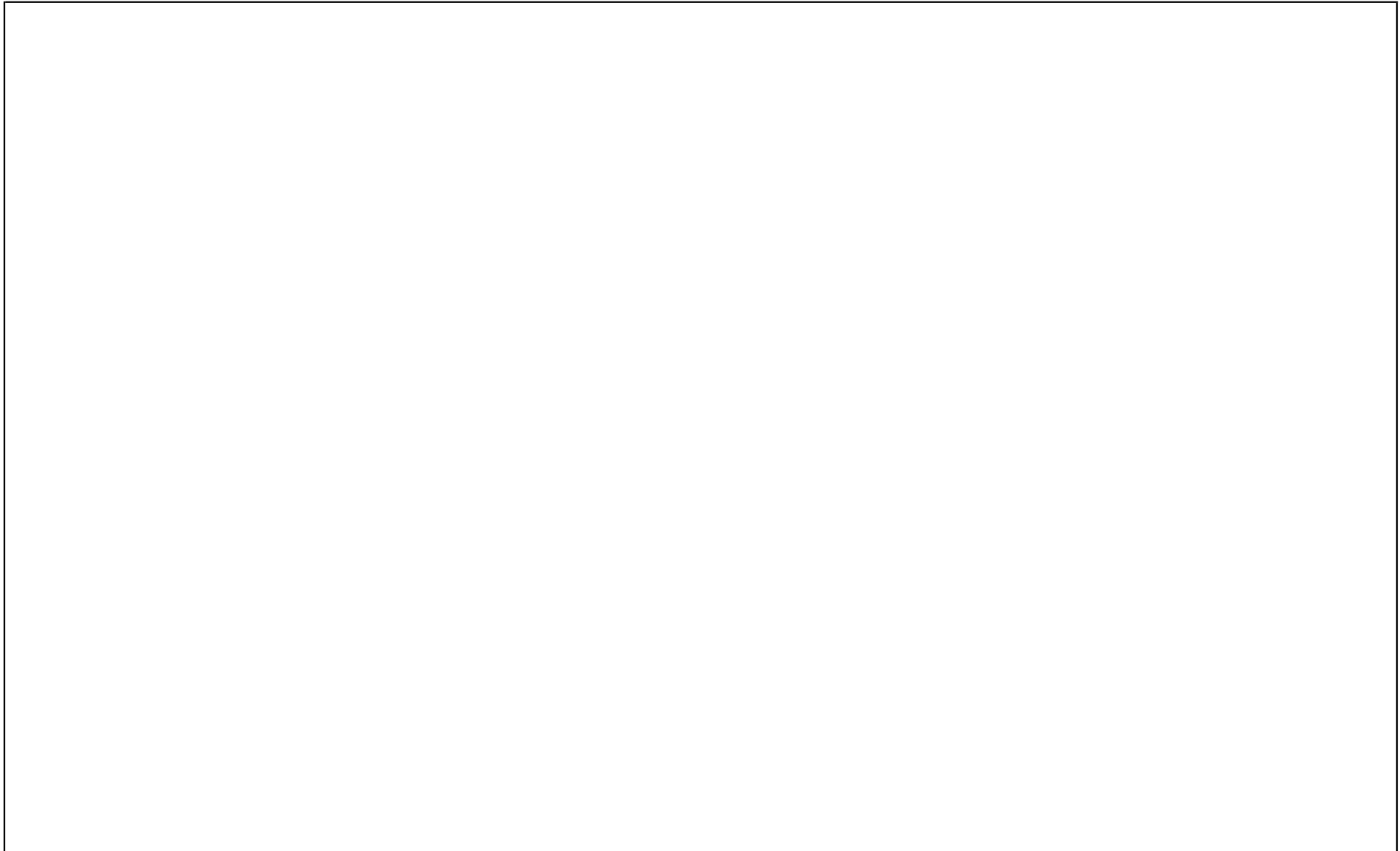
事業区分	事業種目	事業実施計画						備考
		内容	事業量	事業費				
					都	事業主体	その他	
				千円	千円	千円	千円	
東京都造林補助事業	森林作業道整備促進事業							
		細計						
		経費内訳				自己資金	自己資金	
						借入金	借入金	
						その他	その他	
小計								
事業費計								

第3 事業種目別計画（補助事業）
森林整備補助（森林作業道整備促進）事業
事業の概要

事業種目	事業内容	事業主体	事業内容
森林作業道整備促進事業			

別記様式第6号の2（東京都造林補助事業実施要領第6の3の(1)のイ）

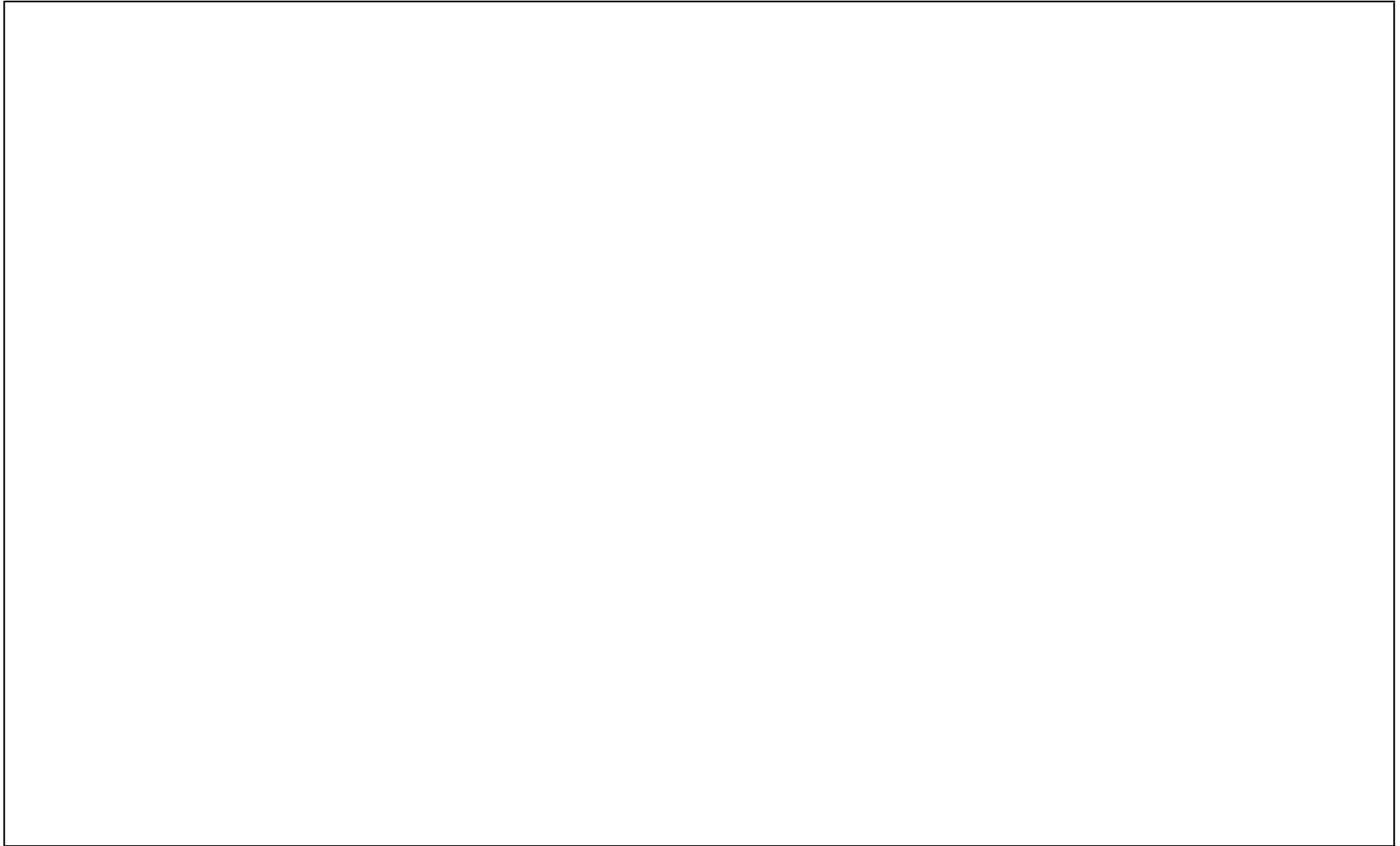
東京都造林補助事業計画書（森林作業道整備促進事業） 計画図



※森林基本図等に、森林作業道予定位置・間伐・搬出予定位置等を記入する。

別記様式第7号の2（東京都造林補助事業実施要領第6の3の(1)のウ）

東京都造林補助事業計画書（間伐材搬出事業） 計画図



※森林基本図等に、森林作業道予定位置・間伐・搬出予定位置等を記入する。

年度 造林補助事業申請内訳書

（森林作業道整備促進）

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

事 項	総事業費	補助事業に 要する経費	負 担 区 分			備 考
			都補助金	実施主体	その他	
事 業 費	円	円	円	円	円	
計						

※ 行については、適宜加除のこと。


施業箇所位置図、案内図（例）

縮尺 $\frac{1}{\text{〇〇〇〇}}$

案内図及び位置図添付

（注） 1. 施行箇所の申請番号を表示すること。

施 業 図 (例)

市町村名	事業名	事業内容	規模 (ha, m, 本)
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="268 629 379 696"> 申請番号 閉合比 </div> <div data-bbox="489 667 580 696"> $1/〇〇$ </div> <div data-bbox="1326 629 1458 734"> 縮尺 $\frac{1}{〇〇〇〇}$ </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p data-bbox="794 1108 919 1137">施業図添付</p> </div>			

注1：面積の確定は、原則実測とする。なお、過去の測量面積（図面）を用いることもできるが、その場合は、現地で測量杭等が確認できるよう竣工検査で検査員から求められた際に、主要測点が復元できるものとする。

注2：除地（1か所 0.01ha 以上）があるときは図示する。

注3：縮尺は、1ha未満は1/1,000、1～5haは1/3,000、5ha以上は1/5,000を目途とする。

注4：周辺の地形地物等の特徴を略記する。案内図か施業図いずれか一方は等高線入りが望ましい。

注5：間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。

注6：有用広葉樹造林Ⅱ（伐採を伴う植栽）は、規模欄に植栽本数と、括弧書で伐採本数も記入する。

注7：様式は参考だが、事業内容、面積、縮尺は必須項目とする。

注8：案内図と施業図は兼ねることができる。

別記様式第11号（東京都造林補助事業実施要領第8の1の別表1のキ）

森林作業道作設に係るチェックリスト

申請日： 年 月 日

開設する者：

森林の所在地：

施工延長：

検査日： 年 月 日

検査者：

区分		チェック項目	申請者	検査者
路線計画	基本事項	① 路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。 ② 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。 ③ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。 ④ 作設箇所は原則として35°未満とし、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け迂回方法を適切に決定する。 ⑤ 急傾斜地の0字谷を含む谷地形や破碎帯などを通過しなければならない場合は、区間を極力短くする。 ⑥ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようにする。 ⑦ 作設箇所について、やむを得ず35°以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物を設置する。 ⑧ 森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。 ⑨ 環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。 ⑩ 造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。 ⑪ 希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。 ⑫ 森林法等に基づく届け出等の手続きについて、林務担当部局に確認する。	□	□
施工	幅員	使用する林業機械と傾斜区分に対応して示されている幅員の目安に適合する。	□	□

縦断勾配	<ul style="list-style-type: none"> ① 集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とする。 ② 集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配ほど路面侵食が起きやすくなること等を考慮する。 ③ 現地条件が良い場合は概ね10°以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね14°とする。 ④ 安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。 	□	□
排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ① 路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ② 横断排水施設やカーブを利用して分散排水する。排水先がない場合は、側溝等により導水する。 ③ 排水溝は、原則として開きよとする。 ④ 小渓流の横断は、原則として洗い越し施工とする。 ⑤ 丸太やゴム板による横断排水施設は、林業機械等の重量などを考慮する。 ⑥ 排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避ける。 ⑦ コンクリート路面工等を設ける場合は、地山と路面工等の境界の浸食防止等の観点から横断排水施設を設置する。 ⑧ 横断排水施設の排水先には、水たたきを設置する。 ⑨ 転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしない。 	□	□
切土・盛土	<ul style="list-style-type: none"> ① 土質に応じた施工方法により実施する。 ② 幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。 ③ 残土は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 	□	□
切土	<ul style="list-style-type: none"> ① 切土高は1.5m程度以内を基本とし、高い切土が連続しないよう施工する。 ② 切土のり面勾配は土砂の場合は6分、岩石の場合が3分を基本として施工する。 	□	□

	盛土	<p>① 複数層に区分し、各層30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固める。</p> <p>② 盛土のり面勾配は、概ね1割より緩い勾配とする。また、盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。</p> <p>③ ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返したり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を持たせる。</p> <p>④ 沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。</p> <p>⑤ 盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。</p>	□	□
	曲線部	<p>林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。</p>	□	□
	構造物等	<p>① 構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。</p> <p>② 軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等を行う。</p> <p>③ 森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、砕石を施すなどの対策をとる。</p> <p>④ 火山灰土など一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所では掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせたり等の工夫をする。</p> <p>⑤ 2t積トラックなど設置圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を施工する。</p>	□	□
	伐開	<p>① 斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。</p> <p>② 幅は、土質条件や風衝を考慮して決定する。</p> <p>③ 路線沿いの立木は、できるだけ残す。</p>	□	□
周辺環境への配慮	<p>人家、道路等の保全対象が周囲にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。</p>	□	□	
管理	<p>① 一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行う。</p> <p>② 森林作業道の管理主体を明確にする。</p>	□	□	

申請番号	
------	--

平均胸高直径調査表

樹種（林齢） ()

胸高直径 (cm)	本数	胸高直径合計 (cm)
6		
8		
10		
12		
14		
16		
18		
20		
22		
24		
26		
28		
30		
32		
34		
36		
38		
40		
合計	(B)	(A)

平均胸高直径 = $\frac{(A)}{(B)}$ cm

- (注) 1. 調査野帳等の証拠書類は、補助金交付申請書及び実績報告書への添付は任意
 (事業主体が保管し、竣工検査時に検査員に提示することも可)
 2. 平均胸高直径は、小数第2位を切り捨て、1位止とする。

委任状及び精算依頼書

私どもは、〇〇森林組合長△△△△を代理人と定め、次の1の事項を委任します。
なお、併せて補助金受領の際、2の代金を精算されますよう依頼します。

- 1 下記に記載の森林整備に対する〇年度東京都造林補助事業補助金の交付申請手続き及び受領に関すること。
- 2 補助金事務取扱手数料の精算代金

森林組合
代表理事組合長 殿

年 月 日

申請番号	住 所	氏 名	印

- 注1 申請番号は、申請書別紙内訳表の番号と一致させること。
2 日付は、委任者全員の委任が完了した日とする。なお、申請書提出以前の日付けとする。

「みどりチェック」チェックシート（造林関係）

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他 ()
記入日	令和 年 月 日

- ・ 交付申請時に、事業実施期間中に取り組んだ各項目の内容にチェックを入れてください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	エネルギーの節減	
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	
3	害虫の発生防止	
	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
5-	生物多様性への悪影響の防止	
5-(1)	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める。	
5-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
6-	環境関係法令の遵守等	
6-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
6-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
6-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
6-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

注) 5-(1)の関係法令の遵守について、対象は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）とする。

測 量 野 帳

「XY」の入力、もしくは、「斜距離、方位、高低角」の入力のみで、図形の作成が可能

整理番号 :
 事業地名 :
 森林所有者 :
 測定者 :
 立会者 :
 測定年月日 : 年 月 日
 摘要 :

X累計 0 mm
 Y累計 0 mm
 水距累計 0 mm
 高度累計 0 mm
 精度 (/) #DIV/0!
 面積 0.00 ha

閉合差補正がされていない場合は「補正済X」「補正済Y」（AG・AH列）を「X」「Y」（H・I列）にコピーしてください。

視準点	測定点	方位角	高低角	斜距離	水平距離	高低差	X	Y	Z	緯度	経度
				m	m	m	mm	mm	mm	mm	
							0	0	0		

閉合差補正
 補正済X 補正済Y

- 注1：整理番号は、原則として補助金交付申請書の申請番号と一致させる。
- 注2：事業地名は、字（大字）・地番を記載する。
- 注3：摘要は、事業の種類を記載する。
- 注4：面積の単位はhaとし、小数点以下第3位を切り捨て第2位に止める。
- 注5：角度の単位は度とする。長さの単位はmとし、小数点以下第2位を切り捨て第1位に止める。

誓約書

東京都知事 殿

東京都造林補助事業交付要綱第6の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第18の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第19の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

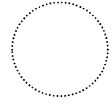
- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

使用印鑑届

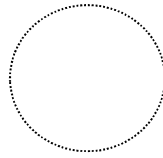
年 月 日

東京都森林事務所長 殿

住所
申請者
氏名



使用印鑑



私は、上記印鑑を東京都森林事務所との間における下記事項について使用いたします。

記

- ・東京都造林補助事業補助金の交付申請、代金の請求及び受領に関する
こと。

年 月 日

〇〇 殿

年度東京都造林補助事業検査結果通知書

年 月 日付けにて申請があった 年度東京都造林補助事業に
要した経費の補助について、検査を行ったところ以下のとおりとなりましたの
で、その旨通知いたします。

記

森林の所在	
申請者名	
施業内容	
検査日	
通知内容	不合格 ・ 一部不合格 ・ 指示
検査員 職・氏名	

別記様式第23号（東京都造林補助事業実施要領第16の2の(1)）

収入及び支出を明らかにした帳簿

申請単位番号	年月日	摘要	収入	支出	差引額	備考

注1：「摘要」欄には、収入（支出）先を記入する。

注2：「備考」欄に事項（苗木代、肥料代等）を記入する。

年度（第 期） 補助金及び経費通知書

事業主体 ○○ ○○ 殿

代理人 ○○森林組合
組合長 ○○ ○○

申請の委任があった 年度（第○期） 東京都造林補助事業補助金について、今回補助金額が決定、交付されました。つきましては、依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり精算の上、配付することとなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので、遵守されるよう併せて通知します。

記

1 補助金額
年度第○期 交付額 円

2 精算額
(1) 事務取扱手数料 円
(2) ○○○の立替代金 円
(3) 森林保険料 円

計 円

3 差引支払額 円

4 配付方法
○年○月○日、○○銀行貴殿預金口座に振り込みました。
(現金交付の場合は、「○年○月○日～○年○月○日の○時から○時の間に、本状及び印鑑を持参の上、必ずご本人が○○までお出かけください。」とする。)

5 交付条件

見積書（例）

所在地	市町村		大字・字		地番		林班		小班		枝番		所有者	
	面積	ha	樹種		林齢		年生	成立本数	本 本/ha	立木 材積			m ³ m ³ /ha	
施業内容	伐採率		%	伐採本数		本 本/ha	搬出材積		m ³ m ³ /ha	作業道開設			m	

事業費内訳

調査・選木		面積	ha × 単価	円/ha ①
作業道設計		延長	m × 単価	円/m × 負担割合 % ②
伐採	除伐・切捨て	面積	ha × 単価	円/ha
	伐倒	本数	本 × 単価	円/本
	造材	搬出材積	m ³ × 単価	m ³ /ha
	集材	搬出材積	m ³ × 単価	m ³ /ha
	小計			③
作業道開設	開設	延長	m × 単価	円/m ④
	資材 1	構造物	個 × 単価	円/個 ⑤
	資材 2	構造物	個 × 単価	円/個 ⑥
	資材 3	構造物	個 × 単価	円/個 ⑦
	負担割合	④～⑦の計	円 × 負担割合	% ⑧
機械回送		台数	台 × 単価	% ⑨
直接事業費計		①②③⑧⑨の計		⑩
諸経費		⑩	×	% ⑪
手数料		⑩⑪の計	×	% ⑫
消費税		⑫の 8 %		⑬
事業費計		⑩～⑬の計		⑭

補助金

造林補助金	事業名	ha
作業道開設補助金	事業名	m
計		⑰

森林保険料

保険料（1年分）	面積	ha × 単価	円/ha ⑱
----------	----	---------	--------

想定見積額	⑭ - ⑰ + ⑱
-------	-----------

現況写真

施業地図面

注1：森林の現況（施業の必要性）、施業内容、目標林型、次回の施業方針等を説明する。

注2：他の施業の場合は、施業内容及び事業費内訳を適宜修正する。

精算書（例）

年 月 日

〇〇森林組合
組合長 〇〇 〇〇

下記について、別紙のとおり経費を精算しました。

契約締結年月日	年 月 日		工期	着工	年 月 日		完了	年 月 日		
所在地	市町村	大字・字	地番		林班	小班	枝番	所有者		
森林現況	面積	ha	樹種		林齢	年生	成立本数	本	立木材積	m ³
								本/ha		m ³ /ha
施業内容	伐採率	%	伐採本数	本	搬出材積	m ³	m ³ /ha	作業道開設	m	

事業費内訳

調査・選木	面積	ha × 単価	円/ha	①	
作業道設計	延長	m × 単価	円/m × 負担割合	%	②
伐採	除伐・切捨て	面積	ha × 単価	円/ha	
	伐倒	本数	本 × 単価	円/本	
	造材	搬出材積	m ³ × 単価	m ³ /ha	
	集材	搬出材積	m ³ × 単価	m ³ /ha	
	小計			③	
作業道開設	開設	延長	m × 単価	円/m	④
	資材1	構造物	個 × 単価	円/個	⑤
	資材2	構造物	個 × 単価	円/個	⑥
	資材3	構造物	個 × 単価	円/個	⑦
	負担割合	④～⑦の計	円 × 負担割合	%	⑧
機械回送	台数	台 × 単価	%	⑨	
直接事業費計	①②③⑤⑥⑦の計			⑩	
諸経費	⑩	×	%	⑪	
手数料	⑩⑪の計	×	%	⑫	
消費税	⑫の8%			⑬	
事業費計	⑩～⑬の計			⑭	

補助金

造林補助金	事業名	ha
作業道開設補助金	事業名	m
計		⑮

森林保険料

保険料（1年分）	面積	ha × 単価	円/ha	⑯
----------	----	---------	------	---

想定見積額	⑭ - ⑮ + ⑯
-------	-----------

現況写真

施業地図面

注1：森林の現況（施業の必要性）、施業内容、目標林型、次回の施業方針等を説明する。

注2：他の施業の場合は、施業内容及び事業費内訳を適宜修正する。

(別紙)

事業費内訳

調査・選木		面積	ha × 単価	円/ha ①
作業道設計		延長	m × 単価	円/m × 負担割合 % ②
伐採	除伐・切捨て	面積	ha × 単価	円/ha
	伐倒	本数	本 × 単価	円/本
	造材	搬出材積	m ³ × 単価	m ³ /ha
	集材	搬出材積	m ³ × 単価	m ³ /ha
	小計			③
作業道開設	開設	延長	m × 単価	円/m ④
	資材1	構造物	個 × 単価	円/個 ⑤
	資材2	構造物	個 × 単価	円/個 ⑥
	資材3	構造物	個 × 単価	円/個 ⑦
	負担割合	④～⑦の計	円 × 負担割合	% ⑧
機械回送		台数	台 × 単価	% ⑨
直接事業費計		①②③⑧⑨の計		⑩
諸経費		⑩	×	% ⑪
手数料		⑩⑪の計	×	% ⑫
消費税		⑫の8%		⑬
事業費計		⑩～⑬の計		⑭

補助金

造林補助金	事業名	ha
作業道開設補助金	事業名	m
計		⑰

森林保険料

保険料 (1年分)	面積	ha × 単価	円/ha ⑱
-----------	----	---------	--------

精算額	⑭ - ⑰ + ⑱
-----	-----------

現況写真

施業地図面

注1：森林の現況（施業の必要性）、施業内容、目標林型、次回の施業方針等を説明する。

注2：他の施業の場合は、施業内容及び事業費内訳を適宜修正する。

番 号
年 月 日

農林水産部長

東京都森林事務所長
〔公印省略〕

東京都造林補助事業に係る補助金の交付決定について（報告）

年 月 日付 第 号により事業計画を承認した東京都造林補助事業に係る補助金について、下記のとおり交付決定したので、東京都造林補助事業実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付 4 産労農林第 1203 号）第 18 の 4 の規定により、写しを添えて報告します。

記

- 1 実施主体
- 2 補助金の交付決定
補助金額

※「額の確定」で使用する場合、「交付決定」を「額の確定」に変更すること。